

町民部会の条例案は以下の基本的な考え方で構成しています。

条例の理念目的

- 1.町民が主体な住民自治のまちをつくる。
- 2.町民が関心を持てるまちをつくる。
- 3.町民も議会も行政も責任を持って創意工夫をするまちをつくる。

条例の基本原則

- 1.情報を共有します。
- 2.町民が参画できます。
- 3.町民が協働します。

現状の条文案で解説が必要な難解な表現はない。

長い解説文をつけると読んでもらえなくなる。

解説文を作成するよりは、むしろ高浜市のような条例の概要版を作成し小中学生にも読んでもらえる条例になった方がよい、例、挿絵、イラストをいれる。

町民に関する規定	補足 [そもそも条例の本文が誰にでも理解できるような平易な文章であれば解説は不要。]
<p>〔まちづくり参画の権利〕 第10条 町民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに参画する権利を有する。</p>	
<p>〔未成年者のまちづくりに参画する権利〕 第11条 20歳未満の町民においても、各々の年齢などに応じてまちづくりに参画する権利を有する。</p>	<p>未成年の参画に関して、意識を高めるためには未成年の参画についての規定は必要。具体的な意識を高めるための方策については今後の課題。（例：子ども会議等）</p>
<p>〔まちづくり参画における町民の義務〕 第12条 町民は、防災、教育などを重視するとともに、わたしたちの活動が自治を育てるということを認識し、互いの活動を尊重し、認め合いながらまちづくりを進めるよう努めなければならない。</p>	<p>議論の結果、「防災、教育」を重視するのは本条例の特色としてあえて条文案中の文言に盛り込んでいるが、この2つ以外を重視しなくても良いという意味ではないので、「防災、教育など」という文言に変更することとした。</p>
<p>〔町民の自治による町の役割〕 第13条 町は、町民が自主的かつ主体的に行うまちづくりに参画する諸活動を尊重しなければならない。</p>	
<p>〔住民投票〕 第20条 町民は、町長に対して住民投票を請求することができる。 2 議会及び町長は、住民投票を発議することができる。 3 住民投票の請求、発議、投票資格、住民投票結果の公表、その他住民投票の実施に関し必要な事項は、別に定める。</p>	<p>住民投票には、①日本国憲法の規定に基づく住民投票、②地方自治法の規定に基づく地方議会の解散あるいは首長・議員の解職請求に関する住民投票、③地方自治体が定める条例に基づく住民投票、の3種があり本条例で関連するのは③である。住民としては自ら条例を制定することはできないので、町長に対して条例の制定を請求することになる。</p>
<p>〔まちづくり協議会〕 第30条 町民は、個性的で心豊かな地域をつくるため、地域で活動している多様な団体・個人などで構成されるまちづくり活動を行う組織(以下「まちづくり協議会」という。)を設置することができる。  2 まちづくり協議会は、町民に開かれたものとし、町及びその他の組織と連携しながら町民自治活動を行うものとする。  3 町は、まちづくり協議会の活動に対して必要な支援を行うことができる。  4 町は、各種計画の策定及び政策形成に当たっては、まちづくり協議会の自主性及び自立性に配慮するとともに、その意思を可能な限り反映しなければならない。  5 まちづくり協議会の組織および運営等に関する事項は別に定める。</p>	<p>まちづくり協議会は既存の団体組織の代表者のみでなく、まちづくりに興味や関心を持つ個人にも門戸を開き多様なメンバー構成となるように配慮すべきという点。条文中の「多様な団体・個人など」とある「など」については、特に団体・個人からもれる具体的ななにかを想定しているわけではないが、可能性としてそういったものも排除しないという意味であえて「など」を付けることになる。</p>